

クリーンチケットについて

4月1日(土)から、し尿処理手数料が40円につき27円から309円に改定されます。

市指定の取扱所では、4月1日から新たな料金のクリーンチケットを販売します。

手数料をチケットで納める方は、取扱所で新たな料金のチケットを購入してください。

また、旧料金のチケットは、不足額分の補助券を購入することで使用することができます。

問い合わせ 環境対策G(クリ

ンクルセンター内・☎852958)

臨時福祉給付金  
〜経済対策分〜

この給付金は、平成26年4月からの消費税率引き上げによる、所得の低い方の負担を緩和するための臨時的な給付措置です。

申請受付期間 4月24日(月)〜7月24日(月)

対象 平成28年1月1日現在、登録がある方(住民基本台帳に登録がある方)で、平成28年度分の市町村民税(均等割)が

課税されていない方

※生活保護を受給している方や市町村民税(均等割)が課税されている方に扶養されている場合は対象外です。

※平成28年1月2日以降に登別市に転入した方は、1月1日現在の住所地の市区町村へ問い合わせください。

支給額 給付対象者1人につき1万5千円

※対象とされる方には、4月中旬以降に案内文書と申請書を送付します。

問い合わせ 社会福祉G(☎851911)

国民健康保険税・介護保険料  
後期高齢者医療保険料の

仮徴収のお知らせ

4月から『仮徴収』が始まります

平成29年度の各保険料(税)について、これまで特別徴収(年金からの天引き)により納めていた方や年金から差し引くことが可能となった方を対象に『仮徴収』が始まります。

仮徴収時期 4・6・8月

仮徴収額

- ・これまで年金から差し引かれていた方 2月の年金から差し引かれた保険料(税)額と同じ金額
- ・新たに対象となった方 平成28年度の保険料(税)をもとに算出した暫定的な金額

仮徴収後の本徴収について

国民健康保険税は6月、介護保険料・後期高齢者医療保険料は7月に正式な保険料(税)額を決定し、本徴収時期である10・12・2月で年間保険料(税)額から仮徴収額を除いた額を年金から差し引きます。

▶問い合わせ

- 国民健康保険グループ(☎851771)
- 高齢・介護グループ(☎85720)
- 年金・長寿医療グループ(☎852137)

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です

審議会からの意見

下水道使用料改定の正否と内容

今後の経営見通しを考えれば、使用料の引き上げはやむを得ない。

急激な引き上げを回避することなどを考えれば、使用料算定については、平成30年度からの8年間を対象とする考え方は適当であり、改定期間については、いち早く対策を講じるためにも、平成30年1月1日とするのが適当である。

改定後の料金については、経営上の要請を満たしつつ、一般家庭の負担感を軽減することなどを考えれば、超過料金水量区分の一部統合を含め、市の改定案のとおりとするのが適当である。

市の取り組みに対する意見

- ・経費削減の意識を強く持ち、そのための取り組みを進めること。
- ・下水道事業に対する理解を深めてもらう取り組みを進めること。
- ・人口減少など全国共通の問題を踏まえ、国に一層の財政措置などを求めること。

意見の内容は、引き上げ内容や時期について、市の改定案が適当であること、市に

内容が適当であること、市に

問い合わせ 下水道G(☎859052)

下水道使用料の改定について

〜下水道事業運営審議会より意見が提出されました〜

市の下水道事業は、平成33年度以降に生じる資金不足に対処するため、平成30年に、使用料を引き上げざるを得ないと考え、審議会を開催し、利用者の代表や専門的な知識をもつ方に意見を伺ってきました。

2月22日に開催された第3回会議で、使用料改定に対する意見がまとめられ、審議会から市に意見書(答申書)が提出されました。

意見の内容は、引き上げ内容や時期について、市の改定案が適当であること、市に

内容が適当であること、市に

問い合わせ 下水道G(☎859052)